


能登半島地震関連支援施策のご案内

令和6年度能登半島地震による影響を受けた事業者が活用できる補助金制度等についてご紹介します。災害からの事業再建や復旧に向けて必要な施策を効果的にご活用ください。(2月29日時点の情報です)

壊れた施設・設備の修繕を行いたい方へ

【国】 なりわい再建支援補助金


対象事業者	中小企業・小規模事業者等
対象経費	工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
補助上限額	3億円、一部1億円まで定額補助※ ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合
補助率	中小企業・小規模事業者⇒3/4以内、一部定額補助 中堅企業等⇒1/2以内、一部定額補助
お問合せ先	福井県経営改革課 経営支援 G TEL：0776-20-0367



新たな取組みで販売促進に取り組む方へ

【国】 小規模事業者持続化補助金 災害支援枠


対象事業者	小規模事業者等（製造業等で従業員20名以下、商業サービス業で従業員5名以下）
対象経費	販路開拓等に取り組む際の費用 例）機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用等
補助上限額	（直接被害）200万円 ⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 （間接被害）100万円 ⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合
補助率	2/3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）
お問合せ先	福井商工会議所 創業・経営支援課 TEL：0776-33-8283



休業等で従業員の雇用維持を図る方へ

【国】 雇用調整助成金

対象事業者	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
助成内容	休業手当、賃金等の一部を助成
特例対象期間	令和6年1月1日から令和6年6月30日の間に開始した休業等又は出向
お問合せ先	福井労働局助成金センター TEL：0776-22-2683



売上減少で月々の支払いにお困りの方へ

【国】 災害マル経支援枠

融資対象	① 災害による停電や断水等のインフラ断絶により、在庫品または生産・営業設備に直接の被害を受けた方 ② ①の直接被害を受けた方と一定の取引があり、被害証明書等を提出できる方
融資限度額	1,000万円 ※既存のマル経とは別枠
返済期間	運転資金 7年以内（据置 1年以内） 設備資金 10年以内（据置 2年以内）
貸付利率	① 当初 3年間：特別利率（1.20%）－ 0.9%、3年経過後：特別利率 F（1.20%） ② 当初 3年間：特別利率（1.20%）－ 0.5%、3年経過後：特別利率 F（1.20%） ※特別利率 F（1.20%）は令和 6 年 2 月時点の利率
お問合せ先	福井商工会議所 金融・会計相談課 TEL：0776-33-8284

※マル経については利子補給制度がございます。詳しくは上記までお問い合わせください。

【県】 福井県中小企業支援緊急資金

融資対象	①福井県内の事業用資産に地震の影響を受けた中小企業者 ②地震の影響により自社が提供するサービス等について、休業やキャンセル等が発生し、令和 6 年 1 月の売上高が前年同月比、またはコロナ禍前同月比（平成 31 年 1 月比）で 5%以上減少している中小企業者		
融資限度額	5,000万円	返済期間	10年以内（据置 2年以内）
貸付利率	1.30%（責任共有制度対象）、1.20%（責任共有制度対象外）		
お問合せ先	最寄りの金融機関、または福井県経営改革課 金融 G TEL：0776-20-0373		

【国】 災害時貸付（小規模企業共済）

融資対象	地震の影響で 1 ヶ月の売上高が前年同月に比べて減少する見込みがある契約者		
融資限度額	掛金の範囲内（50 万円以上 1,000 万円以内、掛金納付月数に応じて、掛金の 7 割から 9 割）		
返済期間	3 年（貸付額 500 万円以下）、5 年（貸付額 505 万円以上）	貸付利率	0.9%
お問合せ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業推進部 TEL：050-5541-7171		

【国】 緊急経営安定貸付（小規模企業共済）

貸付資格	鉄道等の途絶、資材の流通難等による売上の減少で、1 ヶ月の売上高が前年同月に比べて減少する見込みがある契約者		
貸付限度額	掛金の範囲内（50 万円以上 1,000 万円以内、掛金納付月数に応じて、掛金の 7 割から 9 割）		
貸付期間	3 年（貸付額 500 万以下）、5 年（貸付額 505 万以上）	貸付利率	0.9%
お問合せ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業推進部 TEL：050-5541-7171		

※直接被害を受けられた方については、特例災害時貸付がございます。詳しくは独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業推進部（TEL：050-5541-7171）までお問い合わせください。